

妊婦が安心できる医療提供体制の構築等を求める意見書

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあるため、妊婦の診療には特別な注意が必要とされています。そのため、中には、妊婦の外来診療に積極的ではない医療機関も存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、2018年度診療報酬改定において妊婦加算が新設されました。

しかし、妊婦加算については、十分な説明がないまま算定された事例や、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方にも算定された事例など、運用上の問題が指摘されています。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題があります。

こうした指摘を受け、厚生労働省は、現在、妊婦加算を凍結するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制のあり方や、妊婦の健康管理の推進を含めた総合的な支援について議論することとしています。

よって、政府は、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築等を図るため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医療現場における医師の教育や研修の体制を整備すること。
2. 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、あらかじめ知識を得ることができるようにすること。
3. 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することによる影響についても十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月15日

枚方市議会議員 岡 林 薫

〈提出先〉

厚生労働大臣